

# 〈アカマツの伐採、丸太取り扱いの関係者の皆さまへ〉

## ～松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針～

### 松くい虫被害から アカマツを守るう!

県の木「ナンブアカマツ」は、本県にとって貴重な財産です。

しかし、このアカマツが松くい虫によって枯れる被害が徐々に拡大しており、本県のアカマツが非常に危い状態にあります。

◎松くい虫被害は、アカマツを枯らすマツの伝染病で、大変恐ろしい病気です。この病気の病原体はマツノザイセンチュウで、この病原体を媒介する害虫はマツノマダラカミキリです。

◎この害虫が成虫となって活動する6月中旬から9月下旬頃に、エサとしてかじったアカマツの若枝の皮の傷口から病原体が入りこみ、病気を感染させます。

◎この害虫は、この病気や手入れが不十分なために枯れたアカマツや伐採した丸太に7月頃から9月下旬頃までの期間にこれらのアカマツの皮の下に産卵し、繁殖します。

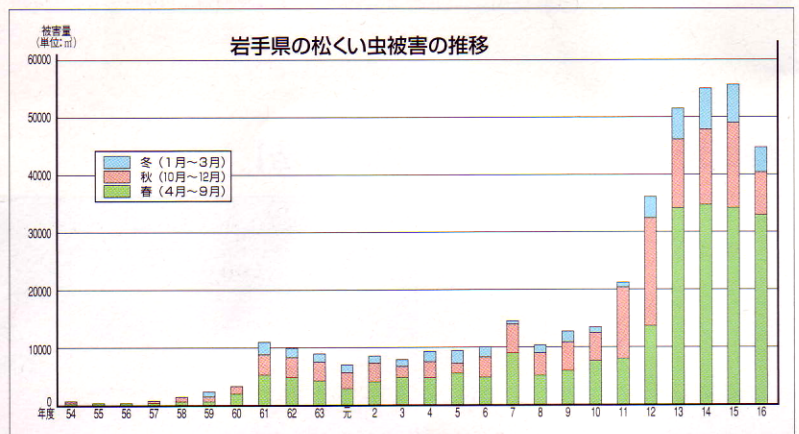
◎松くい虫被害をなくすためには、この害虫が幼虫・蛹の状態にいる間に駆除し、成虫となって感染させるのを防止すること、産卵の対象になる枯れ木、特に、伐採によってアカマツ林に残置される丸太や枝に産卵されないように『松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針』を確実に守ることが絶対に必要です。

◎この害虫の活動期とその前の春先にアカマツを伐採することは絶対に避けなければなりません。もし、このことを無視しますと、その林だけでなく、その一帯が被害地となって、防除は極めて困難な状態になります。

◎『松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針』をみんなで守り、アカマツを松くい虫被害から防ぎましょう。



〈枯死したアカマツ〉 松くい虫被害により、針葉が赤変したアカマツ。被害木を伐倒駆除し、林内の残材を適切に処理する必要があります。

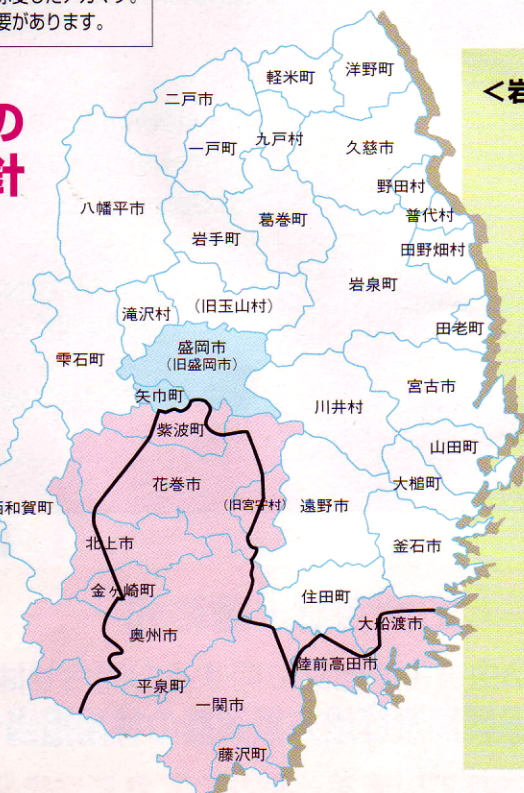


### 松くい虫対策としての アカマツ伐採施業指針 の概要

#### 地域区分

本県の伐採施業地は、松くい虫被害の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況から、**被害地域**、**周辺地域** 及び **その他の地域** に分けています。

それぞれの地域区分で施業方法が異なるので、地域別に定めた適正な伐採施業をおこなってください。



#### 〈岩手県における伐採施業地の地域区分〉

**被害地域** 松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。

**周辺地域** 被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。

**その他の地域** 被害地域・周辺地域以外の地域。

※ 被害地域・周辺地域は、標高おおむね500m以上の地域を除きます。（ただし、周辺で被害が発生していないか確認すること。）

凡例：  
被害地域  
周辺地域  
その他の地域  
 松くい虫被害防除監視帯



# ～アカマツ伐採施業指針～

マツノマダラカミキリの活動の状況によって、伐採施業に一定の制限があります。

## 4～5月

マツノマダラカミキリの産卵時期が7～9月なので、この時期は森林内に繁殖源となるような材を残さないようにしなければなりません。



＜林内に放置された材＞  
林内に放置された材は、マツノマダラカミキリの産卵源となります。

## 10～3月

基本的には通常の施業で構いませんが、残材(※)・枝条については、翌年以降に繁殖源になるおそれがあるので、乾燥しやすいような処理が必要です。



＜材内の幼虫(越冬)＞  
材内で越冬した幼虫は、6月から8月にかけて成虫となり、材から脱出します。

## 6～9月



＜マツノマダラカミキリ＞  
夏は、マツノマダラカミキリの活動が活発となる時期。伐採は被害を拡大・増加させます。

被害地域では伐採は避けなければなりません。この時期に新しい皮付丸太を放置すると松くい虫の繁殖源となります。周辺地域では、丸太の剥皮など繁殖源とならない処理が必要です。

## 【地域別・時期別の施業・処理方法】

地域区分	伐採時期	処 理 方 法		
		造材丸太	残 材 (※)	枝 条
被害地域 及 び 周辺地域	4月～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。
	6月～9月	<b>伐採は避けること。</b> やむを得ず伐採する場合は、広域振興局及び地方振興局林務担当課の指示を受けること。		
	10月～11月	通常の施業でよい。	最大径20cm以上のものは1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。
	12月～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。
	2月～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分すること。	左に同じ。
その他の地域		通常の施業でよい。		

(※) 残材は除間伐材を含む。

**R100** 古紙配合率100%の再生紙を使用しています。

## お問合せ・連絡先

松くい虫被害や駆除に関するお問合せは、

もよりの **市町村役場、県南広域振興局及び地方振興局の林務担当や森林組合** にお寄せください。

**被害材の移動は法律等で禁止されています。枯れたアカマツを発見したら、すぐ連絡を!!**